

社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング

あおぞらLetter

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル4F

電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276

担当:花村

定年再雇用時の社会保険の取り扱い

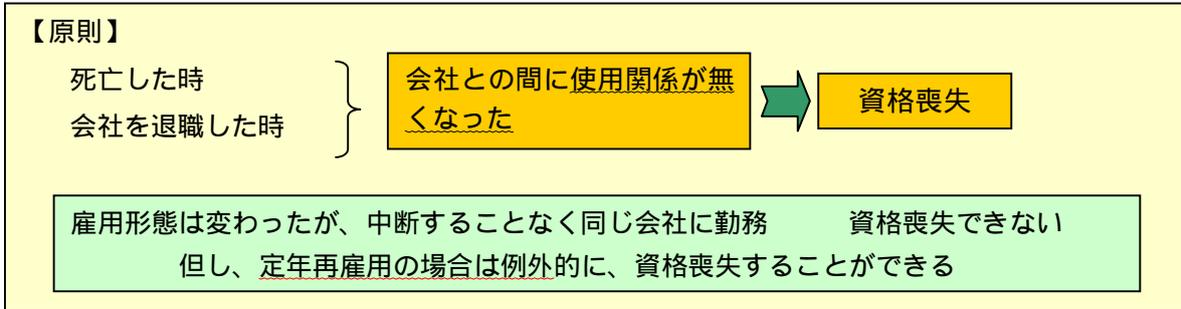
定年退職を迎える従業員を引き続き嘱託として再雇用するケースが増えています。嘱託として再雇用する場合、給与が低下することが多いですが、このようなケースでは、「同日得喪」をすることによって、標準報酬を変更することができます。今回は、定年再雇用時の社会保険の取扱いについてご案内します。



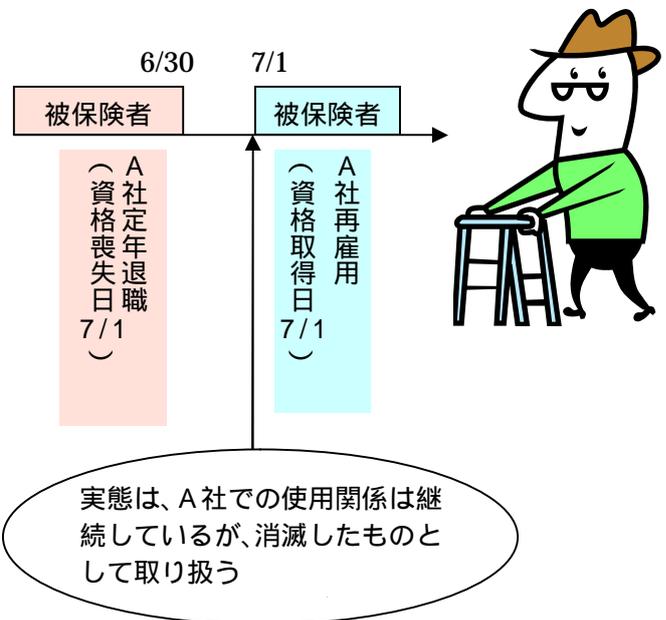
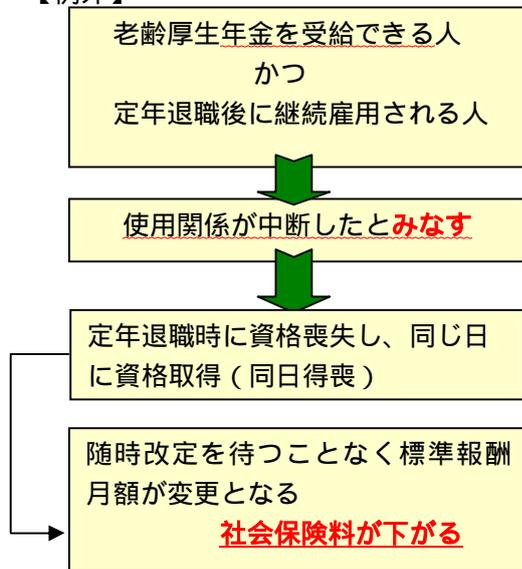
資格を喪失するのはどんな時？

健康保険法においては・・・事業主との間に事実上の使用関係が消滅したと認められる場合にその被保険者資格を喪失すると解されている。

したがって、同一の事業所において雇用契約上いったん退職したものが、1日の空白もなく引き続き再雇用された場合は、退職金の支払の有無又は身分関係・・・にかかわらず事実上の使用関係は中断することなく存続しているものであるから、被保険者の資格も継続するものである。(平成8年4月8日発 通達より抜粋)



【例外】



平成22年9月からは、年金を受給できる人が定年によらず退職した場合も、同様の取扱いができるようになります。